

日本音楽協議会規約（最終改正二〇一九年二月一六日）

第一章 総則

(名称と所在地)

第一条 本会は、日本音楽協議会と称し、略称を日音協という。

第二条 本会は、事務所を東京都に置く。

(目的)

第三条 本会は、次の目的をもつ。

一、日本のはたらくものの立場にたった音楽運動を広汎にすすめる。

二、音楽の分野を通じて、日本の平和と民主主義を守り、生きがいと暮らしの豊かさを実現するために積極的に努力する。

三、この運動をとおして音楽を愛する人々と提携し、職場・地域での活動の交流、普及、創造活動をもって、日本の音楽運動の発展に寄与する。

四、音楽のあらゆる分野に活動をひろげ、音楽以外の文化・芸術とも協力し、日本におけるより民主的・人間的文化を発展させるために努力する。

(事業)

第四条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一、日本の伝統音楽をひきつぎ、新しい音楽を創造・演奏し、音楽の向上・普及に寄与する事業、およびあらゆる職場・地域における音楽愛好者を組織する事業。

二、創作・演奏など、はたらくものの立場にたつ音楽活動を指導・育成し、活動の振興と底辺の拡大をはかる事業。

三、前項に関する出版・普及事業。

四、その他本会の目的達成のために必要な事業。

第二章 組織

(組織の構成員)

第五条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、音楽運動を展開する個人とする。

2、会員になろうとする者は、支部長を経由して会長に入会申込書を提出するものとする。ただし、所属すべき支部がない場合は、直接、会長に提出することができる。

3、幹事会の確認をもって会員となる。

(会員)

第六条 前条の定めにより本会の会員を分けて次の二種とする。

一、支部会員

地域支部または団体支部に所属する個人とする。

二、個人会員

支部に所属しない個人とする。

(会員の義務と権利)

第七条 会員は、会費納入の義務を有し、機関紙の提供、日音協の主催する行事の出演および総会出席の資格等の権利を有する。

会員登録は一年ごとに更新するものとする。

(会員の退会)

第八条 会員は次の事由によって退会する。退会した者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した金銭その他本会資産に対し何らの請求をすることができない。

一、届出

二、死亡

三、解散

四、除名

2、会員は、退会を希望するときは、その義務の履行を完了した後、書面をもって所属する団体に届け出なければならない。
(会員の除名)

第九条 会員が次の項目の一つに該当するときは、総会の議決により除名することができる。

- 一、本会の名誉を傷つけ、または本会の主旨に違反する行為のあった時。
- 二、会費の不払いその他会員としての義務を怠った時。

(支部)

第一〇条 本会に支部を置く。支部は、各都道府県ごとに設置する地域支部と労働組合等ごとに設置する団体支部とする。

2、支部は、原則として、会員一〇名以上をもって構成し、第三条(目的)にそって活動し、会費の納入をもって支部として取り扱う。

3、会費の納入が24ヶ月遅延した場合は総会の議決により支部を廃止することができる。

4、県単位に支部ができずその準備段階として地域的に組織ができた場合は、これを地域支部として取り扱う。ただし、一県に二以上の支部は認めない。

(議決機関と執行機関)

第一一条 本会の議決機関は総会とし、執行機関として幹事会を置く。

2、支部に議決機関として支部総会および執行機関として支部事務局を置く。

(地方組織の運営)

第一二条 支部の運営は、それぞれの支部の議決機関の議を経た支部運営細則および活動方針による。

2、支部運営細則の基準を別に定める。

3、活動方針は総会の決議に反してはならない。

第三章 議 決 機 関

第一節 総 会

(総会の地位および構成)

第一三条 総会は、この会の最高の議決機関で、代議員、役員で構成する。

2、代議員は別表の基準により、支部の中からその都度選出される。

3、第一項の規定にかかわらず、個人会員は総会に出席して、議長の許可を得て意見を述べることができる。

(総会の招集)

第一四条 定期総会は原則として一月に会長が招集する。

2、臨時総会は幹事会が必要と認めるときまたは会員の三分の一以上からの署名をもって会議の目的を明示して、請求があったときに、会長が招集する。

(総会の告示)

第一五条 総会の日程、議案、その他の必要事項について、会長は開催期日の二〇日前までに書面をもって会員に告知しなければならない。ただし、臨時総会については、可能な限り速やかに告示するものとする。

(総会の運営)

第一六条 総会は代議員の過半数以上の出席で成立し、議事は別に定められた場合を除き出席代議員の過半数によって決め、可否同数のときは議長が決める。

2、総会で役員は議決権をもたない。

3、総会の議長は代議員の中から選出する。

4、総会に出席できない代議員は、他の出席代議員に書面をもって委任することができる。上記委任状は採決した場合、出席とみなす。

(総会の議決事項)

第一七条 次の事項は総会で決めなければならない。

- 一、規約（別表を含む）および規程類の改正
- 二、予算の決定
- 三、決算の承認
- 四、役員を選挙
- 五、本会の解散
- 六、会員の除名
- 七、活動方針および事業計画
- 八、規程類の規定と改正
- 九、役員補選

2、第一六条第一項の規定にかかわらず、出席した代議員の直接無記名の秘密投票により前項第五号については投票総数の四分の三以上、第一号および第六号については三分の二以上の賛成によって決める。

第二節 全国代表者会議

（全国代表者会議の地位と構成）

第一八条 総会につぐ議決機関として全国代表者会議を開催することができる。

2、全国代表者会議の構成は、原則として役員および支部代表者で構成する。

（全国代表者会議の招集）

第一九条 全国代表者会議は原則として年一回、会長が招集する。

第四章 役員

（役員構成）

第二〇条 本会に次の役員を置く。

- 一、会長 一名
 - 二、副会長 二名以内
 - 三、事務局長 一名
 - 四、幹事 若干名
 - 五、監査 二名
- 2、役員の他に、顧問を置くことができる。

（役員選出）

第二一条 前条の役員は総会において選任する。

（役員任期）

第二二条 役員任期は一年とする。

ただし、再任はさまたげない。

- 2、役員は任期満了後も後任者の就任するまではその職務を行う。
- 3、補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4、増員によって就任した役員任期は、その就任の日から他の役員任期満了の日までとする。

（役員職務）

第二三条

- 一、会長は本会を代表し会務を統括する。
- 二、副会長は会長を補佐して会務を統括し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。
- 三、事務局長は幹事会を統括して会務を執行し、会長および副会長に事故がある時は、その職務を代行する。
- 四、幹事は、会長、副会長および事務局長を補佐し、総会の議決に基づいて会務を執行する。
- 五、監査は民法第五九条の職務を執行する。
- 六、顧問は会長が推薦し、会長の諮問に応ずる。
- 2、役員に対する報酬は、総会の議決を経てこれを決める。

(役員の解任)

第二四条 役員は次に掲げる各号のほか解任されない。

一、任期を満了した時。

二、本人もしくは所属支部から申し出があり、その任務によく耐えないと幹事会が判断した時。

(幹事会)

第二五条 本会の業務を遂行するため幹事会を置く。幹事会は議決機関の決議を執行し、緊急事項を処理し、その執行した一切の業務について議決機関に責任を負う。

2、幹事会は監査を除く役員で構成する。

3、日常業務を処理するために、幹事会の中に常任幹事会を置くことができる。常任幹事会の構成は、幹事会が定める。

(諮問機関)

第二六条 業務遂行のため、幹事会の諮問機関として各種委員会を置くことができる。

(実行委員会)

第二七条 特別な事業を行う場合は、実行委員会を置くことができる。ただし運営にあたっては、幹事会の承認を要するものとする。

第五章 会計

(資産と会計)

第二八条 本会の資産は、①会費、②事業収入、③賛助団体会費、④カンパ金、⑤その他の収入によって構成される。

2、本会の資産は、基本財産および通常財産の二種に分ける。

1 基本財産は、基本財産として指定を受けた寄付財産で、これを処分することはできない。ただし、やむを得ない事由がある時は、総会の議決を経てその一部を処分することができる。

2 通常財産は、基本財産の元本以外の財産により、構成される。

(会費等)

第二九条 本会の会費は一人一年につき一万円とする。

2、賛助団体は、日音協の趣旨に賛同して支援する労働組合等とし、賛助団体会費の額は一年につき一口一万円とする。

(経費)

第三〇条 本会の経費は通常財産をもって支弁する。

2、本会の幹事会行動費は別に定める。

(資産の管理)

第三一条 本会の資産は幹事会が安全かつ確実な方法でこれを管理する。

(特別会計)

第三二条 第四条の事業遂行上、必要な時は特別会計を設けることができる。

(カンパ金の受領)

第三三条 カンパ金の受領は、幹事会の承認を受けなければならない。

(予備費の支出)

第三四条 予備費の支出は、議決機関の承認を経なければならない。ただし、一件一〇万円以下の支出の場合は、幹事会の承認を経て支出し、次期議決機関の承認を受けなければならない。

(会計の責任)

第三五条 本会の財政の管理および収入と支出は、幹事会の責任において行う。

(会計年度)

第三六条 総会の会計年度は、毎年一月に始まり、翌年一〇月に終わる。

(会計監査)

第三七条 会計の監査は一年に一回行う。

2、決算は年度終了後、監査の認定を経て次期総会の承認を経なければならない。

第六章 その他

(規約の解釈)

第三八条 この規約の疑義についての解釈は幹事会が行い、事後すみやかに議決機関の承認を受ける。

(規約の施行)

- この規約は一九六六年二月三日から施行する。
- 一九八一年一月九日より一部改正施行する。
- 一九九四年一月一九日より一部改正施行する。
- 一九九八年一月一四日より一部改正施行する。
- 二〇〇六年一月一日より一部改正施行する。
- 二〇〇八年一月八日より一部改正施行する。

【別表】

総会代議員の選出基準

総会代議員数は、支部ごとに、会費納入者三〇名以上二名、三〇名未満一名とする。